

## 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書

我が国には、永住権を持つ外国人が百万人近く生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、これら外国人に対し地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでもしばしば、永住外国人に対する地方参政権付与について議論がなされてきたところである。

しかし、日本国憲法は、第 15 条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第 93 条第 2 項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定しており、さらに同項中の「住民」の解釈として、平成 7 年 2 月 28 日の最高裁判所判例は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する者と解するのが相当である」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ない。

また、永住外国人に地方参政権を与えている韓国との相互主義から日本も参政権を付与すべきという意見もあるが、そもそも在韓日本人で参政権を得ている者は数十人であるにもかかわらず、日本で対象となる在日韓国人は数十万人もいて、決して相互主義が成立する条件に無いものである。

納税をしているから永住外国人に参政権を付与すべきという考えを持つ者がいるが、税金とは、警察、医療、などの各種公共サービスを受けることに対して徴収されるものであり、参政権とは全く関係のないことである。納税額や性別の区別なく全ての国民に平等に選挙権が与えられるという普通選挙制度において、納税によって参政権が与えられるとか与えられないとか考えるのはおかしいものである。

一方、国籍法は第 4 条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものと考えられる。

よって、国におかれては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 9 月 21 日

宮崎県西都市議会

### 《 提 出 先 》

内閣総理大臣	菅	直	人	殿	
衆議院議長	横	路	孝	弘	殿
参議院議長	西	岡	武	夫	殿
法務大臣	柳	田	稔	殿	